

## PCB廃棄物助成事業のよくある質問と注意事項

	項目	よくある質問	回答
1	助成金の併用 検討時	東京都のPCB廃棄物 助成事業と、その他の制度 (国や各種団体が実施しているもの等)の併用は可能 ですか。	<p><b>助成の対象が重複している場合、併用することはできません。</b></p> <p>(参考) 例えば、R6/8 環境省ではPCBに汚染された 「変圧器の高効率変圧器への交換等に対する補助金制度」を行っています。 低濃度(微量)PCB変圧器の分析費用及び高効率変圧器への交換費用が対象の補助事業です。 ※分析費用については、東京都が実施している助成事業と重複しているため併用はできません。</p>
2	PCB含有の 判明時	絶縁油を分析した結果、PCBを含有していること が判明した場合どうすればよいか。	<p><b>東京都環境局への届出が必要です。</b></p> <p>○絶縁油を分析した結果、PCBを含有していることが判明した場合は、高濃度・低濃度に拘わらず 東京都環境局へPCBの使用・保管届出書の提出が必要となります。 *分析の結果、PCB未検出及び高濃度PCBを検出した機器は処理経費助成金の対象外です。</p> <p>○届出に記載した機器の処分が終了した場合 PCB廃棄物の処分終了の届出書の提出が必要となります。 届出についての詳細は東京都環境局ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/aboutpcb/waste_disposal_pcb_report_list/">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/aboutpcb/waste_disposal_pcb_report_list/</a></p> <p>○PCB届出書に関するお問い合わせ 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当(助成金の窓口ではありません) TEL:03-5388-3573</p>
3	助成金の詳細	この助成金(都内の微量PCB廃棄物の助成金)の 内容や申請手続きについて詳細を教えて欲しい。	<p>申請手続きや対象機器等の助成金に関する詳細は、このホームページに掲載してい る【分析】および【処理】の「<b>助成金交付申請の手引き</b>」をご確認ください。</p> <p>手引きを確認のうえ、不明点がございましたらお問い合わせ先にご連絡願います。</p>
4	処理前に 重量変更	交付決定され、微量PCBを含む機器を処分するた めに施設搬入した際に重量変更が生じた場合どう すればよいか。	<p>この場合は、作業を実施する前に「承認申請書(第3号様式)」を提出することが出来 ないため、「承認申請書」の提出は不要となりますが、<b>処分後に提出する「実績報告書 (第5号様式)の【4】変更の内容、【5】助成対象項目及び助成対象機器に必要事項を 記入し、必要書類とともに提出してください。</b></p> <p>また、施設搬入時の重量変更以外で申請内容に変更があった場合は、必ず承認申請書(第3号様式) を提出してください。</p>

## PCB廃棄物助成事業のよくある質問と注意事項

	項目	よくある質問	回答
5	提出方法	申請を電子メールで提出できますか。	<p>電子メールで提出できます。</p> <p>電子メールにより提出する場合 ①会社のホームページから、申請書(エクセル)をダウンロードし、必要事項を入力してください。②入力後、下記のアドレスに申請書と必要書類を添付の上、送信してください。</p> <p>★書類提出用アドレス info-pcb@tokyokankyo.jp</p> <p>なお、メール提出する場合は、手引きの【メール提出時の注意事項(申請書をPDF化する等)】を確認のうえ送信してください。</p>
6	申請から交付決定までの時間	申請から交付決定まで、どの程度時間がかかりますか。	<p>申請書に不備がなければ、<b>申請書の提出から2～3週間で交付決定</b>します。</p> <p>決定後、交付決定通知書をお送りします。 お急ぎの場合は、お問い合わせ先にご連絡願います。</p>
7	その他	助成金を申請する前に、分析をしてしまった。処理の費用だけ助成金を申請することはできますか。	<p>処理経費の助成金のみ申請可能です。</p> <p>分析と処理の助成金はそれぞれ別に申請することができます。 ※制度上、<b>分析(もしくは処理)する前に交付申請し、助成金の交付決定後に着手することが前提</b>となります。</p>
8	その他	分析した結果、微量PCBには該当しませんでした。助成対象ではなくなりますか。	<p>分析の助成金は、検査の結果、微量PCBに該当しなくても助成金が交付されます。そのため、結果にかかわらず2回目の実績報告書は必ず提出してください。 なお、この場合、処理経費の助成金は対象になりません。</p>
9	その他	助成金の交付決定後、代表者(申請者の情報)が変更となりました。何か手続きは必要でしょうか。	<p>変更・廃止承認申請書(分析:第3号の2様式/処理:第3号様式)に必要事項を記載し提出してください。</p> <p>※経費配分/事業内容/申請者の情報/助成金振込先の変更、事業の廃止時に変更・廃止承認申請書の提出が必要となります。</p>